

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、横浜高速鉄道株式会社（以下「横浜高速鉄道」という。）に対して支出した資本金及び無利子融資について、費用対効果の分析もなく、多額の公金の支出を決定した横浜市の態度は、法第242条に規定する「公共団体に損害をもたらす財産管理を怠る不当な支出」に当たるとして監査を求めています。

このうち費用対効果の分析を行わないことについては、分析行為自体は財務会計上の行為に該当しないため、法第242条に規定される住民監査請求の対象となる「財産の管理を怠る事実」には当たりません。

また、支出行為についても、資本金への出資については平成15年9月19日に、無利子融資については平成17年5月27日に、すでに本件の請求人からの住民監査請求に基づく監査を実施し、監査結果を通知済みです。

「同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていない ～略～ 住民の主張する違法、不当事由や提出された証拠資料が異なることによって監査請求が別個のものになるものではない」（昭和62年2月20日最高裁第二小法廷判決）とされており、重ねて監査を実施する必要はないものと判断しました。

なお、請求人が不当と主張する資本金への出資については、平成19年度までに支出されたものであり、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過しています。本件の資本金への出資は通常の手続きを経て支出されたものであり、住民が相当の注意力をもって調査すれば、いつでもこれらの行為の存在を知ることができたことから、正当な理由があったとはいえません。また、請求人は出資した資本金等について、横浜市に資金コストによる負担が生じており、これが継続した支出に該当する旨主張していますが、現実には支出行為が行われているわけではなく、具体的な事実を主張していることにはなりません。よって、請求人の正当な理由に対する主張はいずれも認められず、不適法な請求であり監査の対象となりません。

したがって、本件請求は、法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。